

会津若松市温泉地域活性化基金条例（案）

に対するご意見をお寄せください

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

会津若松市温泉地域活性化基金条例（案）の制定につきまして、市民の皆様のご意見を反映させるため、広く意見を募集します。

会津若松市温泉地域活性化基金条例（案）の概要

1. 基本的な考え方

本市の東山温泉及び芦ノ牧温泉の修景に要する資金に充て、「会津若松市温泉地域景観創造ビジョンアクションプラン」を実現することを目的として、入湯税の引上げ分を財源として新たに基金を設置するための条例を制定しようとするものです。

2. 条例（案）の概要

(1) 条例（案）の目的

東山温泉及び芦ノ牧温泉の修景に要する経費に充てるため、基金を設置することを目的とします。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、会津若松市税条例（昭和 29 年条例第 9 号）第 141 条の規定により課する入湯税であって、同条例附則第 26 条の規定により税率の特例が適用されるものに係る収納額のうち、税率の 150 円を超える部分に係るものに相当する額とし、毎会計年度の会津若松市一般会計の歳出予算に計上して積立てを行います。

(3) 運用益金

基金の運用から生ずる収益は、会津若松市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に計上して、東山温泉及び芦ノ牧温泉の修景に要する経費に充てます。ただし、収益の額が修景に要する経費の額を超過した場合は、当該超過額に相当する額を予算に計上して、この基金に編入するものとします。

3. 意見公募期間

令和6年10月3日（木）～令和6年11月1日（金）（必着）

4. 意見を提出できる人

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

(1)市の区域内に住所を有する方

(2)市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体

(3)市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、および市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員

(4)市の区域内にある学校に在学する方

5. 意見の提出方法

別紙「会津若松市温泉地域活性化基金条例（案）に対する意見書」に記入の上、次のいずれかの方法により、観光課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号（法人の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記してください。

匿名や電話での意見提出は受け付けません。

【提出先】 会津若松市観光商工部観光課

(1)直接提出する場合	〒965-8601 ※住所不要 栄町第三庁舎 観光課
(2)郵送で提出する場合	上記住所に郵送
(3)ファックスで提出する場合	0242-39-1433（観光課直通）
(4)電子メールで提出する場合	kanko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

（留意事項）

※ 意見内容の確認が必要な場合は、こちらから連絡する場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。

※ 提出していただいた書面はお返しできません。

※ 個々の意見に対し、直接回答はしませんのでご了承ください。

※ お寄せいただいた意見は公表しますが、この際に氏名などの個人情報が公表されることはありません。

6. 閲覧場所

「会津若松市温泉地域活性化基金条例（案）」及び「会津若松市温泉地域景観創造ビジョンアクションプラン」の内容は、観光課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター、さらに市のホームページで見ることができます。

なお、各施設での閲覧時間は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。

問い合わせ先：会津若松市観光課観光振興グループ
(電話 0242-39-1251)